ハ　発行株式の金融商品取引所への上場に関する業務
ニ　会社の経営戦略の作成、貸借対照表若しくは損益計算書の作成又は株主総会若しくは取締役会の運営に関する業務
八　当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に提出された有価証券届出書（金融商品取引所に発行株式を上場しようとする会社が提出するものに限る。）において、株式の所有数の上位五十位までの株主として記載されている者
九　当該私募又は私募の取扱いの相手方となる日前五年以内に提出された有価証券届出書（前号に規定するものを除く。）又は有価証券報告書において、株式の所有数の上位十位までの株主として記載されている者
十　認定経営革新等支援機関（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関をいう。）
十一　前各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する個人に係る次のいずれかに該当する会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。以下この号及び次号において「会社等」という。）
イ　当該個人が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
ロ　当該個人が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等
十二　第一号から第十号までのいずれかに該当する会社等の子会社等又は関連会社等（投資に関する事項について知識及び経験を有する者を相手方として適格機関投資家等特例業務を行うための要件）

第二百三十三条の四　令第十七条の十二第二項第一号イに規定する内閣府令で定める額は、現金及び預貯金の合計額とする。

2　令第十七条の十二第二項第一号イに規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。
一　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

3　令第十七条の十二第二項第一号イに規定する内閣府令で定めるものは、有価証券に対する投資を行った時点において次の各号に掲げる者が当該各号に定めるものを発行している場合における当該有価証券とする。
一　当該有価証券の発行者　次に掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿（法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下この項において同じ。）に登録されているもの
イ　株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券
ロ　外国の者の発行する証券又は証書でイに掲げる有価証券の性質を有するもの
二　当該有価証券の発行者（会社法第二条第六号に規定する大会社であるものに限る。）の親会社等　前号イ又はロに掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの
三　当該有価証券の発行者の子会社等　第一号イ又はロに掲げる有価証券で金融商品取引所若しくは外国金融商品市場に上場されているもの又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されているもの

4　令第十七条の十二第二項第一号ロに規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する資金の借入れ又は債務の保証を行う場合であって、当該借入れの額と保証債務の額との合計額が、出資者（同号に規定する出資者をいう。第二百三十九条の二第一項において同じ。）が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の百分の十五を超えない場合とする。
一　弁済期限（弁済期限の延長があった場合は、当該延長された期間を含む。）が百二十日を超えない資金の借入れ
二　保証期間（保証期間の延長があった場合は、当該延長された期間を含む。）が百二十日を超えない債務の保証
三　出資対象事業に係る第二項各号に掲げる有価証券（投資を行った時点において金融商品取引所に上場されているもの又は前項に規定するものを除く。）の発行者の債務の保証（当該保証債務の額が当該有価証券の額を超えないものに限る。）

第二百三十四条中「第十七条の十二第三項第二号ロ」を「第十七条の十二第四項第二号ロ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二百三十四条の二　法第六十三条第一項第一号に規定する投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものは、出資対象事業持分に係る私募のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
一　当該権利を有することとなる適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、取引の状況その他の事情から合理的に判断して、投資事業有限責任組合契約に基づき当該投資事業有限責任組合契約の相手方のために運用を行う金銭その他の財産の総額から借入金の額を控除した金額が五億円以上であると見込まれるものを除く。次項第一号において同じ。）であること。
二　当該権利を有することとなる者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額に占める当該権利に対して次に掲げる者（適格機関投資家、令第十七条の十二第一項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する者並びにファンド資産運用等業者の役員、使用人及び親会社等を除く。）が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額の割合が二分の一以上であること。
イ　第二百三十三条の二第一項各号（第六号を除く。）に掲げる者
ロ　第二百三十三条の三各号に掲げる者

2　法第六十三条第一項第二号に規定する投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定めるものは、出資対象事業持分に係る当該権利を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の運用を行う法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。
一　当該権利を有する適格機関投資家の全てが投資事業有限責任組合であること。
二　当該権利を有する者が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額に占める当該権利に対して次に掲げる者（適格機関投資家、令第十七条の十二第一項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当する者並びにファンド資産運用等業者の役員、使用人及び親会社等を除く。）が出資又は拠出をする金銭その他の財産の総額の割合が二分の一以上であること。
イ　第二百三十三条の二第一項第二号から第六号までに掲げる者
ロ　第二百三十三条の三各号に掲げる者

第二百三十六条第一項中「その者」を「特例業務届出管轄財務局長等（当該届出を行う者」に改め、「関東財務局長）」の下に「をいう。第二百三十八条の四第一項、第二百三十九条第一項及び第三百二十七条第三項において同じ。）」を加え、同条第三項を削る。

第二百三十八条中「第六十三条第二項第八号」を「第六十三条第二項第九号」に改め、同条第一号を次のように改める。
一　主たる営業所又は事務所及び適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びに当該届出を行う者のホームページアドレス

第二百三十八条第二号イ中「名称」の下に「及び種別（出資対象事業持分の種別をいう。次号イにおいて同じ。）」を加え、同号ロ中「当該適格機関投資家が二名以上あるときは、そのうち少なくとも一名」を削り、「氏名」の下に「、種別（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項各号の種別をいう。次号ハにおいて同じ。）及び数」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。
ロ　当該業務に係る出資対象事業の内容

第二百三十八条第二号に次のように加える。
二　適格機関投資家以外の者を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募を行う場合には、その旨
ホ　第二百三十三条の三各号に掲げる者を相手方として当該業務に係る出資対象事業持分の私募を行う場合には、その旨
ヘ　ホに規定する場合には、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面（次号ヘ並びに第二百三十九条の二第一項第八号及び第九号において「財務諸表等」という。）について監査を行う公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。次号ヘ及び同項第八号において同じ。）の氏名又は名称